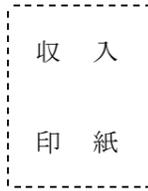


製造請負契約書



1. 件名
2. 納入場所
3. 納入期限 平成 年 月 日
4. 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥ _____
5. 契約保証金 免除

上記の製造について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の製造を契約書記載の納入期限内に完成し、製造目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、製造目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する法定計量単位(設計図書に特別の定めがある場合を除く。)を使用するものとする。

7 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連製造等の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する製造が発注者の発注に係る第三者の施工する他の製造等と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う製造の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、製造目的物、使用材料のうち第11条第2項の規定による確認に合格したもの（以下「検査済使用材料」という。）及び仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、製造の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく製造のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い及び据付調整時における施工状況の工程管理、立会い、据付状況確認又は使用材料の試験若しくは確認

四 関連する2以上の製造等における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、それぞれ受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（製造にあたり技術上の管理をつかさどる技術者）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、納入期限の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項、第2項、第5項及び第6項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人は、据付調整期間中現場に常駐しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(製造関係者に関する措置請求)

第10条 発注者又は監督職員は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に発注者又は監督職員に通知しなければならない。

い。

3 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）、その他受注者が製造するために使用している下請負人、労働者等で、製造の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に発注者又は監督職員に通知しなければならない。

5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（使用材料の品質及び確認等）

第11条 製造に使用する材料（以下「使用材料」という。）につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該確認に合格したものを使用しなければならない。

3 監督職員は、受注者から前項の確認を求められたときは、その日から7日以内に応じなければならない。

4 第2項の確認に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

（監督職員の立会い及び製造記録の整備等）

第12条 受注者は、設計図書において監督職員が工場試験及び据付調整時における立会いを行うものと指定された製造については、当該立会いを受けなければならない。

2 受注者は、前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において製造写真等の記録を整備すべきものと指定した製造については、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

3 監督職員は、受注者から第1項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7

日以内に応じなければならない。監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は監督職員に通知したうえ、当該立会いを受けることなく工場試験及び据付調整を行うことができる。この場合において、受注者は当該工場試験及び据付調整を適切に行ったことを証する製造写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 第2項又は前項の場合において、製造写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給品）

第13条 発注者から受注者へ支給する機器等（以下「支給品」という。）の名称、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督職員は、支給品を受注者の立会いのうえ確認して引き渡さなければならない。この場合において当該確認の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知しなければならない。

3 受注者は、支給品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者又は監督職員に受領書を提出しなければならない。

4 発注者又は監督職員は、受注者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品に代えて他の支給品を引き渡し、又は第6項の規定により支給品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

5 発注者は前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給品の使用を要求することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 発注者は、必要があると認めるときは、支給品の名称、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

7 受注者は、支給品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 受注者は、支給品の引渡しを受けた後、当該支給品に第2項の確認により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちにその旨を監督職員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

9 受注者は、製造目的物の完成、製造内容の変更等によって不用となった支給品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、自己の故意又は過失により支給品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第14条 受注者は、製造が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

第15条 受注者は、製造にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）

二 設計図書で明示されていない製造条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。発注者は、受注者の意見を聴いてその結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、製造の内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

一 第1項第1号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。

二 第1項第2号に該当し、製造の内容を変更する場合で製造目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。

三 第1項第2号に該当し、製造の内容を変更する場合で製造目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

4 前項の規定により、製造内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して納入期限及び請負代金額を変更しなければならない。

(製造の内容変更、中止等)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して製造の内容を変更し又は製造内容の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、納入期限若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を負担しなければならない。

2 納入期限又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が製造の続行に備え据付調整現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の製造の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第17条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により納入期限内に製造を完成することができないときは、発注者に対してその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第18条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により納入期限の短縮を請求することができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議のうえ、通常必要とされる納入期限の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第19条 発注者又は受注者は、納入期限内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残製造代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残製造代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残製造代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残製造代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残製造代金額及び変動後残製造代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により納入期限内に主要な使用材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、納入期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員

の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他製造の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第21条 製造目的物の引渡し前に、製造目的物又は使用材料について生じた損害その他製造の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第37条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 製造の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第37条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、製造の施工に伴い通常避けることのできない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち製造の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他製造の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第23条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、発注者及び受注者双方の責めに帰すべからざるもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、製造の出来形部分、仮設物、現場に搬入した使用材料又は建

設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第37条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して損害による費用の負担を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（製造目的物、仮設物又は現場に搬入済の使用材料若しくは建設機械器具であつて第11条第2項、第12条第1項又は第28条第2項の規定による確認又は立会いその他受注者の製造に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 製造目的物に関する損害

損害を受けた製造目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 使用材料に関する損害

損害を受けた使用材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該製造で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における製造目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第24条 発注者は、第7条、第13条から第16条まで、第18条から第21条までの規定により請負

代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第25条 受注者は、製造を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いのうえ製造の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって製造の完成を確認した後、受注者が書面により引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該製造目的物の引渡しを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者は、製造が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前4項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したもの

とみなす。

(部分使用)

第27条 発注者は、第25条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を受注者の書面による承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により製造目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(部分払)

第28条 受注者は、製造の完成前に、製造の出来形部分及び検査済使用材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、納入期限内 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る製造の出来形部分又は検査済使用材料の確認を発注者に請求しなければならない。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内にその確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

4 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第29条 製造目的物について、発注者が設計図書において製造の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の製造が完了したときについては、第25条中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、同条第4項及び第26条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第30条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条(前条において準用する場合を含む。)又は第28条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第31条 発注者は、製造目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項(第29条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、製造目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 製造目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、発注者は、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、製造目的物の瑕疵が支給品の性質又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその支給品又は指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第32条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に製造を完成することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第26条第2項（第29条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第33条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に製造を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、製造に着手すべき時期を過ぎても製造に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第36条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、製造の出来形部分のうち、発注者と受注者とが協議して決めた単体として機能する機器及び据付調整分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった製造の出来形部分、使用材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第35条 発注者は、製造が完成しない間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第16条第1項の規定により製造内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第16条第1項の規定による製造の施工の中止期間が納入期限の10分の5（納入期限の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者が契約に違反し、その違反により製造を完成することが不可能となったとき。

2 第34条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第37条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項に定める措置をとらなければならない。

2 第13条の規定による支給品があるときは、製造の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該

支給品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は製造の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは現状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(火災保険等)

第38条 受注者は、製造目的物等を設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、製造目的物等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第39条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第41条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの

出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することができない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

(紛争の解決)

第42条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し解決を図ることができる。

(補則)

第43条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。